

バリアフリーリフォームで**所得税**の 減税を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、税務署に確定申告することで、所得税の減税を受けられる可能性があります。

1 バリアフリーリフォームを行う方は、次の4つのうちのいずれかの条件を満たしていますか？



- ①50歳以上の方 ②障がいをお持ちの方
- ③要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ④親族(65歳以上、②又は③に該当する方)と同居している方

2 バリアフリーリフォームを行う方が、当該家屋を所有しており、かつ居住していますか？

3 当該家屋の床面積は、登記簿表示で50m²以上ですか？

4 行うバリアフリーリフォームは、減税の対象となっている工事ですか？(次頁参照)

5 バリアフリー改修の標準的な工事費用相当額が、50万円を超えていますか？

～対象となるバリアフリー改修(高齢者等居住改修)工事は、以下になります～

1. 通路の拡幅

- 介助用の車いすで容易に移動するため、通路又は出入り口の幅を広くする工事

2. 階段の勾配の緩和

- 階段の設置(既存階段を撤去する工事を伴うものに限る。)又は改良により、勾配を緩和する工事

3. 浴室の改良

- 浴室の床面積を、増加させる工事
- 浴槽を、またぎの高さの低いものに取り替える工事
- 固定式の移乗台など、浴室の出入りを容易にする工事
- 身体の洗浄を容易にする水栓器具の設置又は取替え工事

4. 便所の改良

- 排泄又はその介助を容易に行うために、床面積を増加させる工事
- 便器を座便式のものに取り替える工事
- 座便式の便器の座高を高くする工事

5. 手すりの取付け

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路に、手すりを取り付ける工事

6. 段差の解消

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路の、床の段差を解消する工事

7. 出入口の戸の改良

- 開戸を、引戸又は折戸に取り替える工事
- 開戸のドアノブを、レバーハンドルに取り替える工事
- 戸に、戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

8. 床材料の取替え

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路の、床材料を滑りにくいものにする工事

具体的な減税要件

居住者について

- ・リフォームを行う方が、次のA～Dのいずれかに該当すること
 - A 50歳以上の方※
 - B 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - C 障がいのある方
 - D 親族(B、C又は65歳以上のいずれかに該当する方)と同居している者※
- ※A,Dの判定は、入居年の12月31日時点で行う

家屋について

- ・バリアフリー改修を行う方が**所有し、居住している**家屋であること
- ・改修後の家屋の床面積が50㎡を超えていること
- ・併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事について

- ・バリアフリー改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、**50万円**を超えていること
- ・令和7年12月31日までに改修工事が終了し、居住していること

その他

- ・その年分の合計所得金額が**2000万円以下**であること
- ・その他減税適用を受けたい増改築工事がある場合は、その工事は減税対象の工事であること
- ・バリアフリー改修が完了してから6ヶ月以内に居住すること

減税のために必要な書類

消費者にて

ご用意いただく書類

登記事項証明書

被保険者証の写し等対象者が居住していることが明らかな書類
(補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類
(給与所得者の場合)源泉徴収票

建築士等に

ご用意いただく書類

増改築等工事証明書

税務署にて

ご用意いただく書類

確定申告書

住宅特定改修特別税額控除の計算明細書

リフォーム会社にて

ご用意いただく書類

工事請負契約書の写し

以上の書類を用意し、税務署にて確定申告を行って下さい。

その他ご留意事項

減税を受けることができる控除額には、上限がございます。

増改築等工事証明書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等にご確認下さい。

標準的な工事費用相当額とは、告示で定められた単価に基づく金額となります。実際にかかった費用ではございませんのでご注意ください。

減税対象となるその他増改築についての詳細は、事業者用資料をご確認ください。